現行(自主的な取り組み)

景観行政団体に移行 (H27.11.1.移行済)

景観法活用(自主的な取り組み+法に基づく取り組み)

明石市都市景観条例(平成4年制定)

・法に基づかない自主項目を定めた条例

市都市景観条例に基づき策定

明石市都市景観形成基本計画

- 平成6年制定、平成22年改定
- ・市の景観形成施策の方向性や理念を示した行政計画
- ○景観まちづくりの理念 「個性豊かで美しい都市景観を守り、育て、創る 景観形成」
- ○景観まちづくりの目標
 - ①自然にやさしい景観形成
 - ②歴史をつなぐ景観形成
 - ③市街地がうるおう景観形成
 - ④生活に溶け込む景観形成
- 〇景観類型別基本方針

改正

明石市都市景観条例

・自主項目に加え、景観法による委任項目を含めて、条例を改正

市都市景観条例に基づき策定

継続

明石市都市景観形成基本計画(改定せず)

基本計画の考え方を受け、景観法に基づき策定

景観計画

- ・景観法に基づく取り組みを行うために策定する法定の実施計画 【法定必須事項】
- 景観計画区域
- ・ 行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

【法定選択事項】

- 屋外広告物の行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要公共施設に関する事項
- ・良好な景観の形成に関する方針(定めることが望ましい事項)